

防犯特集

皆さんだまされないで！特殊詐欺にご用心！

～「自分だけは大丈夫」その思い込みは捨てましょう～

【事例その1】オレオレ詐欺

その電話、本当にあなたのお子さんからですか？

もしも、お母さん？
〇〇(お子さんの名前)やけど…
ちょっと風邪引いて
声の調子が悪いねん。
実は困ったことがあって…。



あら？〇〇くんなの？
困ったこと？どうしたの？
何があったの!?



【対策その1】留守番電話機能を活用しよう！

在宅時でも常に留守番電話を活用し、相手を確認してから電話に出る習慣を身に付けましょう。
知らない番号からかかってきた電話には出ないことが大切です。

約35.8億円

1件あたり 平均約220万円

これは平成30年に大阪府全域で発生した特殊詐欺の被害金額です。
あまりの高額に驚かれたのではないのでしょうか？



【重要】詐欺から身を守るためには…
■絶対に他人にキャッシュカードを渡さない！
■暗証番号を教えない！

防犯出前講座のご案内

町会や地域団体などの勉強会に、担当職員がお伺いしてお話します。

詳細はこちらから→



問 区協働まちづくり課 窓口④番 ☎6682-9975

【事例その2】還付金詐欺

区役所職員が電話で還付金の案内をすることは絶対にありません！



もしも、区役所の△△と申します。
あなたに医療費の還付があります。

還付金？
お金が戻ってくるの？
わあ嬉しい！



【対策その2】不審な電話は一度切って、警察や区役所に確認しよう！

相手は親切な言葉や丁寧な話し方であなたをだまそうとします。
一番の対策となるのは、直接話をしないことです。あやしいと感じたら、すぐに電話を切りましょう。

令和元年10月1日から年金生活者支援給付金制度が始まります。

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。受け取りには請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構(年金事務所)が実施します。

■対象となる方

- 老齢基礎年金を受給している方
以下の要件をすべて満たしている必要があります。
 - ・65歳以上である
 - ・世帯員全員が市町村民税が非課税となっている
 - ・年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下である
- 障がい基礎年金・遺族基礎年金を受給している方
以下の要件を満たしている必要があります。
 - ・前年の所得額が約462万円以下である

■請求手続き

- ①平成31年4月1日以前から年金を受給している方
対象となる方には、日本年金機構から請求手続きのご案内が9月から順次届いています。同封のはがき(年金生活者支援給付金請求書)を記入し提出してください。
 - ②平成31年4月2日以降に年金を受給しはじめた方
年金の請求手続きを行う際に、併せて給付金の請求手続きをしてください。
- 日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください。
日本年金機構や厚生労働省から、口座番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めすることはありません。

制度など詳しく知りたい場合は、給付金専用ダイヤルへお問合せください。『給付金専用ダイヤル』☎0570-05-4092(ナビダイヤル)

問 区窓口サービス課保険年金グループ 窓口⑧番 ☎6682-9956

各種相談

各種相談はすべて**無料・秘密厳守**です。

相談内容	実施日時(受付時間)	場所	問合せ
弁護士による法律相談(要予約)	10月1日(火)、8日(火)、29日(火)、11月5日(火) 13:00~17:00 定員:16名※29日は24名 申込:当日9:00~電話予約のみ。各回先着順	区役所4階 相談室	区総務課 窓口41番 ☎6682-9683
行政相談	10月15日(火) 13:00~16:00(15:00受付終了) 申込:当日窓口で受付。先着順		
司法書士による法律相談	10月21日(月) 13:00~16:00(15:30受付終了) 定員:6名 申込:当日窓口で受付。先着順		
社会保険労務士会による市民相談	10月17日(木) 13:00~16:00(15:15受付終了) 定員:4名 申込:当日窓口で受付。先着順	大阪府行政書士会住吉支部 ☎6678-3871	
行政書士による市民相談(相続などの相談可)	10月25日(金) 14:00~17:00 定員:6名 申込:当日窓口で受付。先着順	区役所1階 1-1会議室	長居公園事務所 ☎6691-7200
花と緑の相談日	10月15日(火) 13:30~15:00	区役所1階 保健福祉課	区保健福祉課 窓口3番 ☎6682-9857
ひとり親家庭相談(要予約)	毎週火曜・水曜・木曜 9:15~17:30(年末年始・祝日除く)	区役所1階 1-1会議室	区地域自立支援協議会 区障がい者相談支援センター ☎6657-7556(担当:平下・すえのぶ)
障がい者・高齢者・子どもの暮らし何でも相談会(要予約)	10月11日(金) 11:00~14:00 ※詳しくはお問合せください。	①北区役所(北区扇町2-1-27) ②阿倍野区役所(阿倍野区文の里1-1-40)	大阪市総合コールセンター「なにわコール」 ☎4301-7285 (8:00~21:00 年中無休)
日曜法律相談(要予約)	10月27日(日) 9:30~13:30 定員:16組 申込:事前電話予約。10月24日(木)、25日(金) 9:30~12:00 【予約専用】☎6208-8805(各会場先着順)	大阪市人権啓発・相談センター ☎6532-7830(相談専用電話)	
専門相談員による人権相談(要予約)	専門相談員が電話、ファックス、電子メール、面談で相談をお受けします。区役所での相談を希望される方は電話、ファックスで事前にお申し込みください。 【相談専用電話】☎6532-7830 ☎6531-0666 ☑7830@osaka-jinken.net 9:00~21:00(日祝17:30まで)※土曜・年末年始休み	市民局人権企画課(市役所4階)	市民局人権企画課 ☎6208-7619 ☎6202-7073
犯罪被害者等支援のための総合相談窓口	9:00~17:30(土日・祝日・年末年始を除く)		